

第 1 4 回 軽米町議会定例会

令和 7 年 3 月 5 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

9 番 大 村 税 君

8 番 茶 屋 隆 君

6 番 中 村 正 志 君

5 番 江 刺 家 静 子 君

○出席議員（１２名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ っ 君	8 番	茶 屋 隆 君
9 番	大 村 税 君	10 番	細谷地 多 門 君
11 番	本 田 秀 一 君	12 番	松 浦 満 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長	寺 地 隆 之 君
町 民 生 活 課 長	鶴 飼 靖 紀 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	小笠原 隆 人 君
産 業 振 興 課 主 幹	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教育委員会事務局教育次長	古 舘 寿 徳 君
教育委員会事務局主幹	輪 達 ひろか 君
選挙管理委員会事務局長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 会 長	山 田 一 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小笠原 隆 人 君
監 査 委 員	西 山 隆 介 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
-------------	-----------

議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって 9 番、大村税君、8 番、茶屋隆君、6 番、中村正志君、5 番、江刺家静子君の 4 人とします。

確認のため申し上げます。一般質問については、2 月 20 日に開催した議会運営委員会において、議員 1 人当たりの持ち時間は、質問と答弁を合わせて 60 分間としておりますが、3 月定例会に限り追加質問のある議員の持ち時間については、10 分間追加し、70 分とすることで協議が整った旨、議会運営委員長から報告がありました。スムーズな議会運営ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇ 9 番 大 村 税 議員

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

質問方式は、一括質問、一括答弁方式となります。持ち時間は 60 分で 11 時 1 分までとなります。

〔 9 番 大村 税君登壇〕

○ 9 番（大村 税君） おはようございます。9 番、大村税です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。よろしくお願いいたします。

軽米町における遊休農地対策等についてお伺いいたします。軽米町における基幹産業と位置づけられる農業が抱える課題等について質問いたします。

農業を取り巻く課題として、全国的に農業担い手の不足や高齢化が大きな課題となっております。軽米町においても、同様の課題があると認識しております。国の調査によりますと、自営農業に従事している個人経営体の基幹的農業従事者数は 2

015年に175万7,000人でありましたが、2022年には122万6,000人となり、また農業従事者の平均年齢も67.1歳から68.4歳となり、年々農業従事者が減少し、また高齢化が進行している状況にあります。一方において、新規農業者対策について、国の施策等も実施されておりますが、農業従事者の減少に比較して、なかなか増加していないという問題もあります。

また、農業の大きな課題の一つとして、遊休農地や耕作放棄地が増加しており、2021年の調査によりますと、全国で116万8,000ヘクタール余りの再生困難な農地があります。農地は、一度こうした状況になると、農地を復旧させるには相当の経費が必要となってきます。農地は、農業生産だけでなく、地域の環境維持にも寄与するなど、多面的機能の役割も果たしております。

この状態が続いていくとすれば、食料自給率の低下や環境の悪化、自然災害等の発生などの危機が懸念されているところでございます。このような遊休農地等の防止対策について、全国的にもいろいろな取組が展開されておりますが、私ども議会においても、軽米町の取組の参考となるよう、事例調査のために昨年10月に長野県伊那市を視察してまいりました。

伊那市は、長野県の南部に位置し、面積667平方メートル余り、人口6万3,000人の中山間地であり、水稻を主体とし農業が展開されている市であります。農家の8割は、第2種兼業農家ということでもあります。

ここでは、近年中山間地域における条件不利な環境を復活し、農業の実現を図るため、スマート農業を積極的に推進しているところでもございます。具体的には、農業機械の自動運行、農薬等の自動散布、GPS、インターネットなどを活用した営農管理などにより、担い手不足の解消や遊休農地の縮減などを図る取組を展開しております。また、就農、移住を推進するために、首都圏等で開催されている新・農業人フェアなどにも参加し、伊那市のPRを行っていることをお聞きいたしました。農業団体等と連携した就農相談会を年5回ほど開催するなど、担い手の新たな確保に向け取り組んでいるところでもあります。

このような遊休農地解消対策は、全国各地においても、それぞれの地域を踏まえた取組が展開されております。このような状況を踏まえ、軽米町における現状と対策、今後の方向性などについてお尋ねいたします。

第1点、軽米町の遊休農地、耕作放棄地の状況などは、どうなっているのか。10年前、5年前、そして現在の面積と併せて農業従事者の平均年齢等についてお伺いいたします。

2点目として、新たな担い手の確保対策として、これまでの対策の内容と就農実績数をお伺いいたします。

3点目として、軽米町におけるスマート農業の取組状況、具体的な内容について

お伺いいたします。

4点目として、移住、定住対策の取組として、首都圏等でのイベントへの参加状況と、その際の農業等についてのPRなどの実績についてお伺いいたします。

5点目として、農業担い手、従事者だけでなく、軽米町内の第1次産業から第3次産業の各事業所において人手不足をしているという話を仄聞することがありますが、その状況について、どのような認識をお持ちになっているか、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の遊休農地、耕作放棄地の状況についてお答えをいたします。農業委員会では、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールを毎年行っております。遊休農地の判定区分として、緑判定、黄色判定、赤判定の3区分に判定いたします。緑判定は、利用されておらず、トラクター等で耕起すれば利用可能な農地。黄色判定は、利用されておらず、トラクター等で耕起できない状態だが、重機と併用なら利用可能な農地。赤判定は、再生利用が困難な農地と定義しています。このうち赤判定については、農地として再生困難と判定されるため、非農地通知を所有者に通知し、法務局に持参の上、地目変更するよう促しております。

過去3か年の判定区分ごとの調査面積の推移ですが、緑判定は、令和4年度61ヘクタール、令和5年度70ヘクタール、令和6年度60ヘクタール。黄色判定は、令和4年度は127ヘクタール、令和5年度143ヘクタール、令和6年度123ヘクタール。赤判定は、令和4年度15ヘクタール、令和5年度20ヘクタール、令和6年度47ヘクタールと、毎年変動しております。

毎年農地利用状況調査を実施する中で、これまで緑判定、黄色判定とした遊休農地から解消するケースもあります。令和4年度1ヘクタール、令和5年度約5ヘクタール、令和6年度約6ヘクタールが解消されています。

町では、適正な農地利用の促進及び今年度策定された各地区の地域計画の目標達成に向けた支援策として、令和7年度において、軽米町自然のめぐみ基金を活用し、農地集積・遊休農地解消支援事業を計画しております。

2点目の担い手の確保対策と収納実績についてお答えいたします。まず、担い手の確保対策ですが、統計的にも農業者が減少し、国の施策においても支援対象者を絞り、農業経営に意欲的な認定農業者、さらに地域計画に位置づけされた方々を支援対象者としてしています。町の支援対象者も同様に、各種補助事業等の導入により支援することとしております。

新規就農実績については、令和２年度から令和６年度の５年間の実績となりますが、国の農業次世代人材投資資金で３経営体、４人、町単独の親元就農給付金で８人の方々に支援してまいりました。今後においても、国事業、町単独事業により、新規就農の支援を継続してまいります。

３点目のスマート農業の取組状況についてお答えいたします。農業を取り巻く情勢といたしましては、今後２０年間で基幹的農業従事者は現在の４分の１にまで減少し、人手を前提とした従来の生産方式では、営農継続できない農家が増えると言われており、当町においても担い手や基幹的農業従事者は減少し続けております。

町では、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和３年度にスマート農業支援事業を創設し、６団体に対して、田植機、コンバイン、トラクターなどスマート農機導入の支援を行っております。

ＩＣＴやＩｏＴ等の情報通信技術を活用したスマート農業の導入により、農作業の効率化、身体負担の軽減、合理化による生産性向上が期待できることから、関係機関と連携して、スマート農業普及に向けて取り組むとともに、国、県の事業を活用したスマート農機導入の支援を進めてまいりたいと考えております。

４点目の首都圏等でのイベントの参加状況と、その際に農業等についてのＰＲは実施しているのかとのご質問でございますが、今年度の移住、定住関係のイベントは、県や二戸管内市町村と協力して、これまで３回実施しており、移住コーディネーター、地域おこし協力隊、担当職員で対応しております。

イベントの際、町へ興味を持っていただき、ブースに来場した人数は３回で延べ３７名となっております。その際は、町の主要産業である農林業、再生可能エネルギー、観光、イベント情報、子育て支援、移住に関わる各種支援制度、首都圏からの交通アクセスなどについてＰＲしております。

５点目の農業担い手や従事者だけでなく、町内の第１次産業から第３次産業の各事業所において人手不足しているという話を聞くが、状況について認識を持っているのかについてお答えいたします。本町の就業者数は、国勢調査の結果を見ると、昭和６０年の７，０２９人から、令和２年の直近の調査では４，４４８人と２，５８１人減少しております。

産業別に見ると、農業、林業、漁業の第１次産業は３，４００人から１，１６７人へ、建設、製造などの第２次産業は１，６９６人から１，１５１人へ減少し、サービス業などの第３次産業は１，９３３人から２，１３０人へ増加しております。

農業に絞ってみますと、３，２０４人から１，１０１人へと大幅に減少しており、減少率は６５．６％となっております。これは、農業者の高齢化、後継者不足と併せて第３次産業への流動化によるところが原因の一つと考えられます。人手不足については、全国的に言えることではございますが、特に地方での減少は顕著である

と認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） 再質問させていただきます。

軽米町においても、遊休農地、耕作放棄地が年々増加している中で、また担い手が不足している中において、スマート農業を積極的に推進しながら、農業の省力化、効率化を図ることがますます重要となるものと考えますが、国や県の施策だけでなく、農業関係団体や農業者等との情報交換などを行い、必要な対策を、町独自の支援制度を創設するなど、支援していく考えはないのか伺います。

次に、農業担い手従事者のみならず、町内各種事業所の人手不足の対策として、国の支援制度に特定地域づくり事業協同組合制度が活用できると考えますが、制度があるようにも伺っておりますが、この制度の人口急減地域において、事業所単位での年間を通じた仕事がない、安定的な環境雇用、一定の給与水準を確保できないなどの課題を本制度により組合を創設し、地域の実情に即した仕事を組み合わせながら、年間を通して仕事を創出しつつ、地域の新たな担い手を確保していこうとするものでありますが、この制度の活用を検討したことがないのか、また制度の創設の意向がないのか、お伺いいたします。

次に、現在取組を進めている移住、定住対策については、全国自治体が取り組んでおり、言わば移住、定住者の取合いという感もあるわけですが、本町の取組として、他の地域との差別化を図り、本町の歴史や文化なども入れた独自性を全面的に出した政策が必要と考えますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変ご提言ありがとうございました。今スマート農業も進めておりますが、併用いたしまして、そういった機械が有効的に効果的に使えるような農地の集約化、それからまた、さらには遊休農地の再生、そしてまた今小軽米で進めております水田の圃場整備等、そういったものをしっかりと進めながら、併せて並行してスマート機械の導入等も取り入れながら、そして農家所得を増やしていくと、少し大型化しながら増やしていくと、そういうような方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

また、いろんな農業者からの意見の収集については、おっしゃるとおり、これからも積極的にいろんな協議会等との連携、そしてまたご意見を聞く場を開きながら聞いていきたいというふうに考えております。

あと何か、課長。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

〔産業振興課長 小笠原隆人君登壇〕

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまの大村議員のご質問にお答えいたします。

スマート農業での省力化、効率化が必要ということについては、当町でも大きくその認識をしております。その制度というか、独自の制度については、令和３年度に行ったもの以外には、今のところまだ考えてはおりません。というのは、国と県の事業がありまして、そちらのほうで対応可能というところから、今のところはまだ考えてはおりませんが、引き続き必要かどうかというところについては、検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、特定地域づくり事業の制度利用はしていないのかというところでございますが、今のところまだ検討はしておらない状況でございます。制度創設はしないのかというところでございますが、その辺も関係機関と相談しながら、制度創設が必要なかどうかというところから検討してまいりたいと考えてございます。

あと、移住、定住の差別化ということで、町の独自性を出した政策を進めるべきではないかというところでございますが、それにつきましては、今のところ地域おこし協力隊の募集については、今現在馬産地だった軽米町の繁栄がありましたので、歴史的な部分がございますので、そちらを前面に出しながら募集をしているという状況でございます。

引き続き、農業に限らず、地域おこし協力隊等の募集については、そういうところを重視しながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔９番 大村 税君登壇〕

○９番（大村 税君） 最後の質問をさせていただきますが、食料安全保障不可欠なはずの農地資源が年々、年を追うごとに遊休農地や休耕田、耕作放棄地に姿を変え、専門家たちは、食料難に陥ると警鐘されており、国においても緊急課題として３月末までに全市町村に地域計画、農業基本計画を策定し、提出するよう要請されていると認識しておりますが、我が町における作成状況についてと方向性及び計画内容についてお伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

〔産業振興課長 小笠原隆人君登壇〕

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまの大村議員の質問にお答えいたします。

まず、地域計画の策定でございますが、令和５年４月に農業経営基盤強化促進法の改正により、人・農地プランが法定化されました。地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和６年度中に策定することとな

っております。

また、地域計画には、おおむね10年後に誰がどの農地を耕作するのかを一筆ごとに色分けした目標地図というものを添付することとなっております。町では、これまでの人・農地プラン、いわゆる岩手県では地域農業マスタープランと呼んでいるものでございますが、そのときの地区数と同様に全10地区に分けまして、目標地図の作成を農業委員会に要請いたしました。

農業委員会では、令和5年度に現況地図を作成、その後農地所有者の意向調査を行い、令和6年10月には地域での協議を踏まえて、目標地図を作成していただいております。その中には、どの圃場を誰が作付するかなどの記載をしております。それを基に、1月14日から1月27日まで、計画案の公告、縦覧を経て、令和7年1月28日に全10地区の地域計画を策定したところでございます。岩手県内の1月末時点での策定済みの市町村は、当町を含めて8市町村となっております。

地域計画には、各地区での協議において話し合った地区の課題や将来の在り方、将来にわたって守るべき農地のエリア等について記載しております。各地区において、課題、将来の在り方に違いはありますが、共通した課題としては、高齢化や農地の受け手が減少している、条件の不利な圃場は受け手がないことなどが挙げられております。

将来の在り方につきましては、担い手の農地集積、高性能機械やスマート農業機械等の導入による効率的な農業生産が挙げられております。詳しくは、町のホームページに掲載してございますので、ご確認いただければと思います。町では、軽米の農地を守るため、またこの地域計画の目標を達成するために、できる限りの支援をしてまいりたいと考えてございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔9番 大村 税君登壇〕

○9番（大村 税君） 詳細にわたるご答弁をいただき、ありがとうございました。持続可能な社会形成を期待して質問を終わります。ありがとうございます。

◇8番 茶 屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移りたいと思います。

茶屋隆君。

通告した質問方式は、一問一答方式です。持ち時間は60分、11時34分まで。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） おはようございます。8番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点について質問いたします。

まず1点目、空き家対策についてでございます。私は、平成27年5月26日、特別措置法が全面施行されてから一般質問で3回、同僚議員も1回質問されています。その中で、平成21年度から平成22年度にかけての居住を対象とした調査では、町内全体で170件を超える空き家がありました。平成27年度の調査では290件に増えています。

調査の結果として、すぐ利用可能と思われる住宅が7戸、軽微な修繕で利用可能と思われる住居14戸の21戸あり、そのうち6戸の所有者は貸してもいいとの意向、残り15戸の所有者の意向は貸す意思がないという状況であったとのことでした。

そのときは、継続して調査を行うとともに、危険な状態になっている空き家の対処に向けた空き家判断基準の整備や所有者、相続関係者に適切な管理指導をするための条例の整備などを進めたいということで、その後令和元年11月25日、空き家バンク設置要綱を定め、空き家バンクを創設するとともに、39歳以下の若者や移住者を対象にした空き家取得補助、リフォーム等に対する補助を行い、令和3年度、令和4年度にそれぞれ1件の売買が成立し、今後も空き家の活用を推進するためさらなる周知を図っていくということでした。

現在倒壊の危険性や衛生面、景観に問題がある空き家、いわゆる空家等対策の推進に関する特別措置法に定める特定空家等が全国に多くなり問題となっています。そのことを踏まえて5点質問いたします。

1点目、現時点で軽米町では何戸ぐらいの空き家があるのか、その中では特定空家はあるのか、ないのかお伺いします。

2点目、令和元年空き家バンクを創設されたわけですが、その後の現状と今後の見通しについてお伺いします。

3点目、空き家の調査活動をされていると思いますが、現状と今後どのように進めていくのか、お伺いします。

4点目、専門の部署、専門の調査員が必要だと思いますが、その考えはないのか。今の職員体制では、なかなか難しいと思いますが、例えば地域おこし協力隊で募集してみてもいかがでしょうか。

5点目、高齢化が進む中で独り暮らしの世帯も多くなっています。今後空き家はますます増えると思われます。今のうちから対策をしっかりと考える必要があります。特に10年、20年先は特定空家だらけになる可能性もあります。このことについて、どのような施策を考えているのか、お伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町内の空き家の有無、その中で特定空家があるのかどうかについてですが、平成26年度から平成27年度にかけて業務委託により町内全域の空き家調査を行っておりますが、その後、追加の調査を行っていないことから、現時点での詳細な情報は持ち合わせておりませんが、現在も増加していると考えております。

2点目の空き家バンクの現状と今後の見通しについてであります。空き家バンクとは、空き家を売りたい、貸したい所有者と買いたい、借りたい希望者との橋渡しを担うもので、令和元年度から実施しております。これまで5件の登録があり、2件が売買成立し、1件が取下げとなりましたが、現在2件の物件登録があり、情報はホームページで公開しております。

制度普及のため、広報、ホームページ等で手続方法や利用方法、物件のリフォーム、家財の処分等に対する助成制度と併せて周知を進めており、今後も空き家バンク登録の増、制度のPRに努めていきたいと考えております。

3点目の空き家の調査については、平成27年度以降追加の調査を行っておりませんので、今後追跡調査の実施に向けた検討を進めてまいります。

4点目の専門部署の設置、担当職員の設置、地域おこし協力隊の活用についてですが、専門部署や専任職員の設置により空き家対策の強化は可能になりますが、現在の職員体制等を考慮すれば、即実現には至りませんが、今後も検討してまいりたいと考えております。

また、地域おこし協力隊を活用した取組については、他の事例も調査研究しながら検討してまいります。

なお、地域おこし協力隊の令和7年度の任用に向けて、移住交流促進プロジェクトの隊員募集を行っております。任務といたしましては、移住希望者への支援のほか、定住に必要な住まいのお手伝い、加えて空き家の調査も行っていただくことも想定しているところでございます。

5点目の今後も懸念される空き家増加に対する今後の施策の方向性についてですが、茶屋議員ご指摘のとおり、高齢化、人口減少等により、今後空き家は増加する可能性は極めて高いことから、空き家の現状調査を実施し、戸数や所有者、管理者の状態等を把握することで、将来活用可能な建物か周辺に危険を及ぼすような建物はないかなどを明らかにしていきたいと考えております。

活用可能なものについては、空き家バンクへの登録物件数を増やし、移住、定住、Uターン希望者から活用していただくこととし、併せて利活用、あるいは解体処分のための支援制度を充実させてまいりたいと考えております。

なお、空き家については、その所有者に管理責任があることについても周知を行

うなど、啓発活動にも取り組みながら、未利用資産の流動化につながるよう、総合的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。今の答弁でありますと、平成２７年以降は調査をやられていないということだと思います。平成２２年、空き家１７０件、平成２７年は２９０件、５年間で１２０件です。平成２７年から現在、去年令和６年まではやられていない、１０年たっています。そうすれば、単純計算で２４０件、５年で１２０件ですから２４０件。やはり今後のことを考えたときに、これから本当高齢者が増えて、もう空き家だらけになるのが目に見えていると思います。やはり５年に１回ぐらいはやってもいいのではないかなと思いますし、またこれから先は、地域おこし協力隊を利活用してやるということでございますけれども、そのことについて、やはり本格的に取り組んでいかなければいけないと思いますけれども、その辺はどのようにお考えなのか、まずそのことを１つお聞きします。

○議長（松浦満雄君） 政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、空き家の調査につきましては、ご指摘のとおり、平成２７年以降実施しておりませんので、もう１０年も経過してございます。今後につきましても、この調査の重要性については十分認識してございますので、調査の実施に向けて前向きに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） 空き家に対しては調査も必要だと思いますが、やはり所有者があるものですから、そういった方々に対する調査だけではなくして、そういうふうな方々に対する所有者、空き家は所有者に管理責任があることは知っていると思います。ですから、やはりそういったことに対して管理責任の周知をもっともっと徹底していかなければいけないのではないかなと思います。やはりそこが難しいところであるということは分かりますけれども、そのままにしておけば、これからどんどん、どんどん高齢化してくれば、何を言っても分からない状況になっていくと、私自身も物忘れも出てきますけれども、そういったことになる前に、やっぱりそういうふうにしてやっていくべきだと思いますけれども。あと、古くなってくれば解体処分費もかかります。解体処分のための支援制度も拡充させていくということです。

が、まず多くなってくれば大変だと思います。１００万円、２００万円では、まず片づけられないというようなものも出てくるかもしれません。そういったことを考えたときに、やはり調査も必要だと思いますけれども、そういった啓発運動ももっとやるべきだと思いますけれども、やっぱりそういうふうなので今現体制、今の職員体制では無理がある。

そういったときに、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、地域おこし協力隊の方からもタイアップして、空き家対策も一緒にやってもらうということですが、地域おこし協力隊の方に手伝ってもらうということは、３年間大丈夫です。３年、それに毎年１人、１人、１人、５年やれば５人でやれるということになれば、その積み重ねでまだいろんな多く、そういった調査もできていくと思いますので、そういったことが必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。今後そういうようなことも取り入れてやってみては。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご指摘のとおり、さっき担当課長が答弁いたしましたけれども、それに付随してそういったことも加味しながら進めていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） 軽米町では空き家が多くなってきてシャッター街というか、シャッターが下りている店もたくさん出てきています。そうすれば、やっぱり景観上見ても、シャッター街になっていけば何となく寂しさを感じます。やはりそういったのに、今どきはシャッターにアートとか何かを描く、そういったのも、もしかすればこれは、ええっと思うかもしれませんがけれども、そういったのを例えば中学生、高校生たちから募集して、何か描くやつをとかと、それにはやっぱり地権者、所有者等の許可も必要かもしれませんがけれども、そういったことにも取り組んでみてやる必要もあるのではないかなとも思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いずれこの空き家対策につきましては、しばらく調査も行っていないということですので、現状の調査、空き家対策にはいずれ所有者がどのように自分の空き家をどうしたいのか、貸してでも何とか利活用してもらいたいと思っているのか、自分でどこか親戚に渡したいと思っているのか、売りたいと思っているのか。やはり空

き家の調査と一緒に、できれば所有者まで分かれば、所有者がどのように今後その空き家を活用していきたいかというようなことが一番大切なのかなと考えております。

また、今商店街のシャッター通りがあるということで非常にあれだということで、ひとつアートというふうな話も出ましたが、これもまた、アートを描けるようであればいいかなと思うのですが、やはりその店の所有者の考え方、あとはこういった意見もあったよというふうなのをいずれ商工会等にも情報を提供して、例えばこういった活用の仕方もあるのではないかなというふうな部分は情報提供をして、やはり商店街の活性化というふうなことにしましては、そちらのほう商工会を通じて情報提供していろいろ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） 今副町長から答弁ございましたけれども、調査だけでなく、やっぱりそういった啓発というか、そういった意識をみんな町民もみんなで共有していくというようなことが必要になってくると思いますので、そういうのに本当職員も少ない中ですが、地域おこし協力隊を大いに利用して、これから対応していただくことをご要望申し上げまして、２点目の次のインフラ整備について質問させていただきます。

インフラ整備についてですけれども、上水道事業、下水道事業についてお伺いします。１月２８日、埼玉県八潮市で起きた道路が陥没してトラックが転落した事故で７４歳の男性が安否不明のままです。大変びっくりした事故でした。原因は、下水道の老朽化により、下水道の経年劣化による腐食により破損し、発生したということです。また、２月１１日には、千葉県で水道管の漏水で道路の陥没があり、道路に穴が空いたが、事故にはつながらなかった。水が地上に噴き出して家屋の屋根の一部が壊れたというニュースも報道されました。現在全国的に水道管は老朽化していて、水道管の腐食による漏水は数多くあると指摘されています。大きな事故につながっていませんが、埼玉県で起きたような事故につながらないように対応していく必要があります。

そこで、軽米町の上下水道事業についてですが、平成２７年以降一般質問で水道事業に関し４人同僚議員の方が質問されています。その質問の中で町長は、未整備地域の整備計画は現状はないと答弁されています。その理由として、担当課は今老朽化している既存施設の更新を優先しなければならない状況にあるということでした。

また、水道未整備地域の町長の考えという質問に対して町長は、本来であれば全

ての町民が平等に水道サービスを受けられるべきものであると考えます。当面の間、自家水道の整備に対する助成制度を立ち上げると答弁されています。

また、水道事業について、令和元年当時週刊誌で取り上げられたこともあり、軽米町の水道料金は全国的に見ても高い水準にあるということでしたが、水道料金はこれから高くないように期待します。

以上のことを踏まえて、次の５点について質問します。

１点目、未整備地域への計画はあるのかないのか、今後やるのか。

２点目、未整備地域への助成制度、補助支援は、どのように考えているのか。

３点目、老朽化している水道管の布設替え工事の進捗状況は、今後どれだけかかるのか。

４点目、全国的に下水道管、上水道管の事故があったが、そのことを踏まえて軽米町では今後の対策はどのように考えているのか。

５点目、水道料金の高いということに対する町長の認識は。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のインフラ整備についてのご質問にお答えいたします。

１点目の未整備地域への計画についてのご質問でございますが、平成２１年度策定の軽米町水道事業基本計画において立案しているところでございますが、町の上水道事業の喫緊の課題として、老朽化している既存施設の更新を優先している状況にあり、未給水地区の整備につきましては、費用面及び投資効果等を考慮した場合、整備拡張するまでに至っていない状況であります。

２点目の未整備地域への助成制度、補助支援のご質問でございますが、給水区域以外等の地域においては、安全な飲用水の安定的な確保を図るため、飲用井戸及び供給施設の整備を行う場合に要する経費に対する補助を令和３年４月１日に制定し、これまで未整備区域において安定した飲用水の確保について補助金を活用いただいているところであり、引き続きこの事業を継続し、安全な飲用水確保に努めてまいります。

３点目の老朽管の布設替え工事についてのご質問でございますが、当町では、導水管、送水管、配水管を合わせまして約１９５キロ管路を管理しております。水道管理の法定耐用年数が４０年となっており、当町の管理する耐用年数を超えた割合は、送水管２２キロメートルのうち２．５キロメートルで約１１％、導水管１２．５キロメートルのうち１．３キロメートルで約１０％、配水管１６０キロメートルのうち２２．８キロメートルで約１４％となっております。

平成２９年より主に山内、観音林地区の老朽管対策及び耐震化事業を進めており

ます。今後においては、軽米町公共施設等総合管理計画、軽米町水道事業基本計画及びアセットマネジメント計画、軽米町水道ビジョン等各計画と関連づけ、中長期的な更新需要及び財政収支見通しを検討し、更新等を計画的に実行し、持続可能な水道事業を実現していくためにも事業費の平準化を図りながら、効率的かつ効果的に進めてまいりたいと考えております。

4点目の全国で下水道管、上水道管事故についてのご質問でございますが、1月28日埼玉県で発生した下水管の破損に起因する道路陥没事故、2月11日千葉県の水道管破裂による道路の一部が陥没した事故、23日に埼玉県で同様の事故が発生したことにつきましては、皆様も報道等でご承知のとおり、路面下に埋設している下水道管、水道管の劣化、腐食等で損傷した管路が起因したものと推測されているところであります。

当町の下水道管につきましては、平成18年度に供用開始から20年弱経過しておりますが、管路の破損、外部からの浸入水などの案件は確認されておりません。

また国、県から下水道管の緊急点検の要請がありましたが、緊急点検の対象となる大規模な下水処理場に接続する管路がないことから、今回の事案に対する特別な点検は実施を見合わせたところでございます。

町においては、インフラの点検として、道路パトロール時に下水道管路、上水道管路上の路面の亀裂や沈下等の確認を実施しております。

本年度は、水道管について水管橋の点検を実施し、下水道については、軽米浄化センターストックマネジメント計画を策定したところであり、今後においても、日常管理、地震発生時等の緊急時の点検を継続実施するとともに、インフラの適正な維持、確保に努めてまいりたいと考えております。

5点目の水道料金に対する町長の認識についてのご質問でございますが、町では平成11年6月に料金を改定し、その後においては、現行の料金により据え置いた状況により運営しております。水道料金は、地域により水質や地形による地理的要因、水道布設年次や水利権など歴史的要因、人口密度や需要の違いによる社会的要因により料金差が生じ、同規模の市町村の中ではやや高い水準であります。近隣する市町村と比較した場合、ほぼ同額の料金となっております。

水道事業は、町民の生活に必要不可欠なライフラインであり、将来にわたって継続していかなければならない事業であります。水道事業を安定的、継続的に運営していくためには、運営経費、老朽化した施設、管路の更新費用を賄うための収入確保が求められますが、水道事業の主要な財源である水道料金収入は、人口減少を背景として減少傾向となっている状況でございます。

現行の料金体系による収入では、健全な事業経営が難しい状況にはございますが、広域連携経営戦略などに積極的に取り組み、近隣の水道事業体などと連携しながら、

効率的な経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。未整備地域の助成制度、補助支援ということですが、私も勉強不足で今朝聞いたのですが、工事をすれば４０万円で、掛ける５ぐらいの予算を取っているということです。でも、何か聞くところによれば、ボーリング等をやれば、それだけでは間に合わないというようなことも聞かれています。その辺をもうちょっと拡充していただければいいのかなと思います。

あと水道事業につきましては、やはり全ての町民が平等にサービスを受けられるよう、水道料金は今後も値上がりのないよう努力することをご要望申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、暫時休憩いたします。

午前１１時０２分 休憩

午前１１時１４分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開いたします。

◇６番 中 村 正 志

○議長（松浦満雄君） それでは、一般質問を続けたいと思います。

中村正志君。

通告した質問方式は、一問一答方式です。追加質問と合わせて持ち時間７０分となります。

なお、正午になっても質問が終わらない場合は休憩し、午後１時から再開いたします。中村議員、よろしくお願いします。

〔６番 中村正志君登壇〕

○６番（中村正志君） ６番、中村正志です。私からの質問項目は多いのですが、時間の範囲内で、一問一答方式で手短に進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

第１項目め、岩手県への損害賠償請求事件の裁判についてお願いいたします。かるまい文化交流センターの建設用地であり、旧岩手県立軽米病院跡地から医療廃棄物が見つかり、町が岩手県に撤去費用など１億９，５３３万円の損害賠償請求の訴訟を起こしてから２年半が経過しました。昨年１０月の新聞によりますと、盛岡地方裁判所では、１２月２０日予定の１３回期日を経て１４回期日にも和解勧告が示

される見通しだという記事が掲載されていました。軽米町、岩手県、それぞれ双方の主張には変わりがないようですが、昨年９月以降の進捗状況と今後の裁判の見通しについてお伺いします。

このことについては、毎回質問させていただいておりますが、なかなか前に進まないことに対して、果たして軽米町民に対してどのような思いがあるのか疑問を感じざるを得ません。早く決着して、新たなかるまい文化交流センターのより発展を目指してほしいという願いからお伺いするものです。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の岩手県への損害賠償請求事件の裁判についてのご質問にお答えいたします。

かるまい文化交流センターの建築現場において出土した医療廃棄物処分に係る損害賠償請求事件の９月以降の状況につきましては、１０月１１日にオンラインによる第１２回期日が、そして１２月２０日には同じくオンラインによる第１３回期日が開催され、これまでと同様、提出済みの準備書面に対する当事者の主張と反論が繰り返されたほか、裁判所における追完請求に係る資料の提出等を行ってきたところでございます。第１３回期日の審理中、裁判所から次回の第１４回期日に裁判所としての和解指針の提示及び指針に対する双方との協議について言及があったところであります。

今後の見通しにつきましては、裁判所の和解指針の内容により、町として慎重に判断しながら対応したいと考えているところでありますが、どの程度であれば和解に応じるかなど、現段階では具体的な答弁は差し控えさせていただきたくご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔６番 中村正志君登壇〕

○６番（中村正志君） それでは、再質問をお願いいたします。

次の第１４回期日には和解勧告があるのではないかというふうなお話でした。その第１４回期日はいつ頃なのか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えします。

次の期日は、今月２１日、２時を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） では、第14回の期日、3月21日、2時ということですがけれども、これはこれまで同様オンライン方式なのか、それとも傍聴できるような状況なのかをまずお伺いしたい。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ご質問について回答させていただきます。

いずれオンライン方式だったかと思います。弁護士のほうの事務所に行って、お互いオンラインでやるというような形で伺っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） それで、次、和解勧告があるのではないかと、必ずしもあるとは限らないと思うのですがけれども、その和解の内容に応じて今後の対応を検討することですけれども、和解の内容によっては、それを受けないということになった場合は、裁判長の判決ということになるのかなと想定するわけですがけれども、そうなのか。あわせて、それに不服の場合は控訴するという考え方もあるのか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いずれ21日に開催される裁判官としての考え方について、それなりの回答をいただければ、こちらでもきちっと協議をして、例えば和解とか、そういった方向に。いずれ町といたしましても、2年間裁判のほうをやってお互いの主張をずっと繰り返してきたわけでありまして、そろそろお互いの主張も出尽くした、裁判所としても裁判官とすれば、お互い公共団体だということで、判決という形ではなくて和解という形でできれば解決したいなというふうな考え方を前回裁判所のほうから示されたところでございます。

ただ、実際裁判所として、どのような和解案が出てくるのか、全然予想もつきませんので、例えば最悪の場合であれば、当然控訴するというふうなことも、それにつきましても、弁護士ともいずれ相談をして、そういった対応を取ることもあり得るということでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） ありがとうございます。いずれその内容次第だということだと思うのですが、お互い公共団体ということで、当然やはりお互いがそれぞれ譲歩しながら、ある程度の和解というふうなのを当然考えてほしいなと思います。

2 年半前、3 年ぐらい前の、それこそ 7 月ですか、臨時議会で議会のほうに、その損害賠償請求のほうを議決を求めたときに、賛成多数で議決されたわけです。私も賛成に回った人間でございます。しかし、賛成は賛成でも、それぞれの考え方があったのではないかなと。全面的に賛成だという人もあったと思いますし、私は別にそういうわけではなく、それまでの経過を見ますと、岩手県も軽米町もそれぞれがとにかくお互いの言い分を出し合って、もうどちらも一步も引けないという状況があったと。やはり、この場合においては、第三者の方々から判定を求めるべきではないのかなということで、そして早く決着をつけるべきではないのかなと、ということで私は賛成させていただきました。

だから、そういうふうな観点から、私のような同じような考え方を持っている町民の方々も多くいるのではないかなと私思います。私も時々裁判のほうはどうなっているのだということを町民の方から聞かれます。でも、まだまだなようですよというふうなことしか言えない。

それで、1 つお伺いしたいのは、これまでの 2 年半かかっている中で、町民に対してこの裁判の状況を何らかの形で報告または説明する機会があったのかどうか。

あわせて、その必要性を認めるのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

いずれこのように町としても 2 年間とか、こういった年月を要するとは、当初は予想しておりませんでした。また、私も地元の行政区の方々からも裁判がどうなっているのか、決着したのかというふうなことを聞かれる場合もございます。説明する機会というのは、これまできちんと説明の場を設けたということではございません。

いずれ町の主張としては、損害賠償額について全て県のほうにお願いしたいということで進めておりますので、途中の経過だとか、そういった部分について、なかなか説明の場というふうなのは設けてはございませんけれども、いずれできれば今月 21 日に、ある程度いい方向で示されるようであれば、きちっと説明を申し上げたいと考えているところでございます。内容次第ということになりますけれども、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 今最後、内容次第で説明するか、しないかというお話でしたけれども、内容次第ではなく、結果がどうあるのか、どういう判断をしたのかというのも一つの一区切りでしょうから、必ず町民に説明をするというふうなお約束をしていただけないか、最後の質問としてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの私の言葉のちょっと言い回しが悪かったのか、内容次第では報告しないというふうにとられたかと思えますけれども、いずれどういった和解案が出るのか、こちらで全く納得いかないような場合については、町民に対してどうするのか、例えば控訴するといった場合も考えられますので、いずれそういった内容を踏まえまして、説明のほうは前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） いずれ内容次第で控訴するということもあると。控訴するのであればするで、それも含めて町民理解を得られた上で判断していかなければならないと思えますので、ぜひ説明会は持つべきではないかと思えますので、前向きということですので、前向きというよりは、ぜひそれを確定して進めてほしいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

第2項目めでございます。かるまい文化交流センターの管理運営についてお伺いします。かるまい文化交流センターがオープンしてから1年3か月が経過し、利用者数も7万人を超え、非常に多くの方々が利用されております。町民にとっては、待望の生涯学習施設として今後も大いに利用されることを期待しながら、次の5点についてお伺いします。

1点目、かるまい文化交流センターの所管部署はどこでしょうか。総務課ですか、政策推進課ですか、教育委員会事務局ですか。行政機構図に明確にすべきと思いますが、お伺いします。

予算書を見れば、総務費の総務管理費の中に文化交流センター費として施設管理費が予算計上されておりますが、施設には教育委員会事務局職員がいて管理しており、理解しにくい現状と思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、提案ですが、考え方を变えて、出先機関の位置づけではなく、町づくりの重要施策であるにぎわい創出の重要性を鑑み、課と同等な位置づけで町長直轄の独立した行政機関にし、課長と同等または課長以上の役割を持つセンター長を設

置し、町づくりの中枢機関としての役割を果たしてもらってはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

3点目です。一昨年12月にオープンして、教育委員会事務局全職員が管理を含めて移動しましたが、これまでの検証結果をお伺いします。

4点目、かるまい文化交流センターがオープンし、常に中央公民館、図書館の老朽化により建て替えたものであるというご挨拶をされておりますが、なぜ中央公民館としての位置づけにしないのでしょうか。

公民館の老朽化により、複合施設としてかるまい文化交流センターを建設されたと言っておきながら、公民館設置条例では、中央公民館と軽米地区公民館を廃止されました。公民館機能を持たない、廃止したということはなぜなのでしょう。

公民館は、集会所だけではなく、社会教育の学習の場であり、かるまい文化交流センターは、まさにそのものであると思いますが、いかがでしょうか、見解をお伺いします。

最後の5点目として提案させていただきます。かるまい文化交流センターの広報活動として、情報無線の活用をすべきと思いますが、いかがでしょうか。特に当日の催し案内として、朝の放送でお知らせすると。そして、現在休んでおります土曜日、日曜日の放送を復活して、当日のイベント案内をし、町民への周知を図ってはいかがでしょうか。

利用予約をしている人たちだけではなく、町でのイベントを多くの町民の方々に知ってもらい、理解してもらい、次は自分も参加しようという気持ちを湧き立たせる効果があると思いますし、町の元気度を感じさせるものと思いますが、いかがでしょうか。

また、かるまい文化交流センターの利用状況が自宅でネットでいつでも閲覧できればと思いますが、いかがでしょうか。本日の利用状況がどうなっているのかを事前に把握できれば、個人的な利用においても利用のしやすさがあると思います。

以上、5点についてお伺いしました。答弁方よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員のかるまい文化交流センターの管理運営についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目のかるまい文化交流センターの所管課についてですが、現在施設全体の管理運営は教育委員会事務局が行っており、施設の貸出し業務や各種法令に従った施設管理運営業務を行っております。ご承知のとおり、同施設は多目的複合施設としてステージつきホールに図書館、大小の会議室のほか、子育て支援センター、バス待合所等も備えており、事業担当課がそれぞれを所管し、運営を行ってお

ります。

したがいまして、中村議員おっしゃるとおり、役場の出先機関という位置づけではございませんので、現在は教育委員会事務局が事務の委任を受けて管理運営を行っている体制となっております。

今後ものにぎわい創出の拠点施設として、行政、民間問わず利用が促進され、交流人口の拡大が図られるなど、町民にとって有益となるような施設運営を目指してまいります。

また、課長と同等なセンター長を設置し、町づくりの中核機関として町長直轄の行政機関としてはどうかについては、いろいろな手法が考えられ、管理方法についても、よりよい方法がないのか調査、検討しながら、今後も町の課題解決と実現すべき将来像、役場の職員体制、管理コスト等、その時代、時代に合った方法で効率的な運営方法を選んでいきたいと考えております。

次に、2点目の教育委員会事務局で管理を行ってきたことの検証結果についてですが、令和5年12月のオープン以来1年3か月余りが経過し、これまで教育委員会事務局が管理運営を担ってきたところではありますが、大きな事故等もなく、円滑に運営がされていると考えております。

先ほど申し述べたように、多目的複合施設であることから、町の事業実施に当たっては、事業担当課が主体となり、施設及び設備等に精通した教育委員会事務局職員と連携しながら進めることができていると感じております。

また、町民の方々の利用においても、当初は対応や説明に不慣れな点もあったかと思いますが、おおむねご要望にお応えできていると思っております。

3点目のなぜ中央公民館としての位置づけにしないのかについてですが、現在のかるまい文化交流センターを建設するに至った契機といたしましては、ご承知のとおり、老朽化した中央公民館と町立図書館の建て替えが必要であったことですが、建設を検討する過程において、建設検討委員会をはじめ町民、議会の皆様から様々なご意見を頂戴し、単なる施設の建て替えではなく、子育て支援コーナー、バスターミナル、トレーニング室、キッチンスタジオ、テナントコーナー、貸しスタジオなども併せて整備したところであります。

こうした経緯もあり、中央公民館を新たに移転整備するということだけではなく、今までにはなかった町に必要とされている設備、機能を集約し、利便性を高めた複合施設として整備したところであります。

したがいまして、社会教育活動や公民館としての用途に限ることなく、幼児から小中高校、若者、高齢者、そして文化活動、地区活動、教育関係者、スポーツ団体の方々はもちろん商業目的、営業活動の用途にも気軽に利用いただける汎用性のある施設として整備し、運営を行っているところであり、多くの皆様に様々な形でご

利用いただいているところであります。

中村議員おっしゃるとおり、同センター内では教育委員会の主管の下、町民講座の開催や芸術文化団体の活動、絵本の読み聞かせといった図書館事業などの社会教育活動の場としても使用されております。

こうした社会教育活動はもちろんです、その枠にとらわれない形でも利用いただける施設とすることで、より利用しやすい環境づくりに努めているところであります。

4点目の情報無線を活用した広報活動についてですが、これまでも町主催の事業で広く町民に参加を呼びかける事業については、情報無線を含めて周知を行っております。イベントの中には、事前の申込みが必要なものもありますので、1か月程度前には、広報お知らせ版やホームページに掲載し、情報無線での放送と放送内容はLINEでの文字配信も行っております。情報無線での放送は、適宜的確にお伝えできる広報手段でありますので、今後とも積極的に活用してまいります。

また、かるまい文化交流センターの利用状況がネットでいつも閲覧できる状況にできないのかの質問ですが、現在実施しておりませんが、施設利用の予約状況等が随時閲覧できることで、利用を考えている方にとって利便性向上につながることにありますので、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。いずれ宇漢米館は、複合施設であるということですので、それぞれの担当、事業担当等がそれぞれで運営しているというふうな言い方をされましたけれども、しかしあそこは一つの建物です、複合施設であって。であれば、その一つの建物を総括する部署が当然なければならないのではないかと。

予算書を見れば、総務費に入っているということは、どこの課にも属さない部分だから総務課。であれば、総務課の管理なのかなというふうに思ったりもするのですけれども、やはりそれぞれの部屋ごとの部署とか、事業ごとは、当然それぞれが使用してやるでしょうけれども、いまいち宇漢米館全体の統括、総括する部署があってしかるべきではないのかなと。

今であれば、もしかすれば教育長がやっているのか、果たして、では教育長でいいのかどうかと、何かその辺、それこそ健康福祉課が使用する部分とか、いろいろあるかと思うのですけれども、教育委員会事務局だけではない、教育分野だけではないというふうなこと、その辺をもう少しきちっと整理した形で宇漢米館の運営計画、運営というのは考えるべきではないかなというふうに思いますが、その点、い

かがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、何となく今宇漢米館はどこ管理部署なのかというのが、いずれ明確に見えてこないというようなご意見でございました。いずれここ1年間取りあえず運営してよかったことというのは、年間を通じての維持費だったり、そういった光熱水費だとか、そういった部分とか、様々な部分はある程度見通せるような形になりましたし、どういった苦情があったり、どういった利点があったのかというふうな部分も見えてきたところでございます。

なので、取りあえず管理主体ということで、複合施設ということで今教育委員会事務局が主体となって管理をしているというような状況でございますけれども、ただこれから様々な運用をするに当たって、やはりできれば、様々な管理方法があるというのは考えられます。当初も検討されたのは、指定管理として民間の業者に指定管理するかというふうな部分も当初議論がなされたところでございます。

ただ、取りあえずは運営してみて、やはり町に合った運営の方法、形というのを取っていききたいなという部分で、取りあえず教育委員会事務局ということで運営してまいりましたけれども、1つは例えば新たに法人化して、そういった法人化した団体に管理を委託してやってもらうというような方法、今議員の提案もありました町の機関として新たな部署を設けて、そういった形でやっていくという方法もあるかと思えます。

なので、今年今度2年目に入りますので、何とか今年の段階で、宇漢米館を将来的に管理運営する中でどういった方法が一番合っているのかというふうな部分を、いずれ今年度は模索して検討してまいりたいと考えているところでございます。

中には、料金の部分もあります。当初ですから、かなり安い料金で設定しておりました。町民の方から多くいただくということではなくて、民間の方に活用、利用してもらう場合には、もう少し民間からはもう少し料金を高く取ってもいいのではないのかなというような部分もいろいろ課題も見えてきていましたので、その辺も含めながら、料金のこと、あとは今後の管理の体制については、今年度を通じてもう少し具体的な内容について検討して、早い段階で、そういった管理方法、管理を切り替えてやっていけるような形を取りたいなということで今現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） まだいろいろと検討すべき余地があるということです、いずれいろんな考え方があると思います。ただ、目的は何なのかと、やはりにぎわい創出、町の活性化を考えていくというふうな方向に向けるような考え方で進めてほしいなと思います。

そこで、先ほど、私は前から、昨年からの議論になるのですが、なぜ公民館の位置づけにしないのかと。やはりこのことについては、正直言って、社会教育、公民館というふうなことに於ける考え方の違いなのかなというふうにして、私が幾ら話ししても、ちょっとこれはうまくいかないなと思っていました。

なぜならば、社会教育を進める上において一番重要なのは、やはり公民館活動だということを私はずっとかねてからそういうふうな指導を受けてきましたし、そういうふうな思いを持ってきました。しかし、今のあれを見ますと、公民館はただの建物でしかないというふうに、予算書を見た場合でも、今回予算書を見ましたら、公民館費は多分晴山公民館の管理費しか載っていない。活動費というのは、それこそ学習活動とか、そういうふうなのは一切ない。ということは、やはり公民館活動というのは、町にはなくなってしまっているのだなと。

やはり社会教育を進める上においては、学習の現場は公民館。学校であれば、教育行政が教育委員会事務局があって、現場は学校です。だから、社会教育においては、本来ならば公民館は町民の学校なのです。そういうふうな考え方を持っていないということは非常に寂しいなと。

私も社会教育をやっていて、なかなか理解していただけないということで非常に苦労しました。私だけに限らずそれに携わった方々がそうだったと。やはりその辺のところを何とかもう少し勉強してほしいなと思いますけれども、そこで教育長からお伺いしますけれども、現在教育委員会事務局の生涯学習担当のほうに社会教育主事を配置しているのか。また、もし配置していないのであれば、4月以降配置しようとしているのか、この2点をお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在社会教育主事として発令されている職員はございません。令和7年度についても発令での配置という形は現在考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） 多分社会教育主事の発令は教育長のほうで発令するものだと、教育委員会事務局でやるのだと思っていましたけれども、いないのかどうかをまず確

認したいと思います。社会教育主事の資格を有している人はいるのか、いないのかをお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。資格所持の職員がいるかどうかについては、確認してから報告させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 社会教育主事、なぜ聞いたのかといいますと、それこそ社会教育を進める一番重要な中枢になる職員であるということ、その方がいるのかどうか。教育振興基本計画の中にも社会教育主事を養成するというふうな文言もあります。当然これは私も前々から話、要望している事項ですけれども、教育長は確認すると言っていましたけれども、多分いると思います、教育委員会事務局の中に。それぐらいは普通把握しておいていただきたいなと、ちょっと残念です。ほかのほうに異動になった職員もいるようですけれども、私が把握しているのは町には2人ぐらいいるような気はしております。

いずれその辺のところでも社会教育に対して非常にちょっと手薄な部分があるのではないかと思いますので、その辺をちょっともう少し力を入れてほしいというふうなのが私もずっとこれまで長い間生涯学習を進めてきた人間としては、非常に残念でございますので、よろしく願いしたいと思います。

このことはこれで、別に先ほどの質問の中で情報無線のお話をさせていただきました。私も朝ちよくちよく7時過ぎに外にいますけれども、ちょうど7時半頃情報無線があります。そのときにやってほしいというのは、今日何があるのだろうかというふうなこと、それがなかなかタイムリーな内容ではないなと。今日は、議会、一般質問ありますよということがありました。そして昨日も当然議会があって一般質問4人やりますよというのがあるものだったと思ったら、昨日は何を言ったかという、1週間後の教育相談の話でした、残念だなと。

やはり朝は、どういう内容のものをやるかというのを決めていただければなと。例えば、やはり朝、本日やるのはこういう、特に宇漢米館が中心になって町づくりの中枢になるのだということであれば、宇漢米館の催しを少し宣伝する意味も含めて、本日は宇漢米館で何々がありますよというふうなことをどんどん宣伝して、それに参加する人ではなくても、ああ、そういうのがあるのかと、では今度自分も行ってみようかというふうな気持ちになるのではないかなと。

今土曜日、日曜日休んでいますけれども、やはり当然あれは放送も生放送ではないでしょうから、事前にテープ放送にしていればできることではないかなと。例えば、本日は新沼謙治ショーがありますよとか、ああ、あるのか、俺も申込みすればよかったなとかと、そういうふうな、新沼謙治が軽米町に来るのだとか、そういうふうに参加する人ではなくても気持ちがわくわくする。だから、そういうふうな形でもっと宇漢米館を宣伝する意味も含めて情報無線の活用というのが必要ではないのかなと。

広報かるまいお知らせ版でとか、ホームページとか、そういうふうなので紹介をしていると、それはそれでいいかとは思いますが、やはり広報かるまいお知らせ版等は、参加者募集でいいのではないのでしょうか。当日の本日の案内、やはりその辺のところは、特に宇漢米館での催しをもっともっと放送して、今度土曜日には軽米町 S w e e t s F e s t a ! とかあるようですけれども、これだって多分チラシを1回見て、そのままにしていって、分からないでいる人がいる、忘れてしまっている人がいると。それを当日3月8日の土曜日の朝に、本日は軽米町 S w e e t s F e s t a ! があります、甘党男子が来ますよとか、そういうふうなことを放送されれば、今日では何もないから行ってみようかというふうな気持ちになるのではないかなと。

やはりそういう情報無線の活用というのは、緊急性がありますので、その辺のところをタイムリーな内容としてやってほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

私も以前、この情報無線ではないのですが、いずれホームページももう少し見やすく、様々な情報をできるように改善したほうがいいのではないかなというようなご意見もいろいろ賜っております。

あと、私も言われたのが宇漢米館の利用状況というか、予約するに当たって、やはりホームページでいついつ、来月借りたいなと思っているときにぱっと見て、来月この日は埋まっているのだな、予定が入っているのだなというような形の情報というのをやっぱり流してやってもらえれば、外部の民間の方でも、町内の方でも、利用したいというときには、わざわざ電話で問合せしなくても非常にいいということで、何とかそれをできるようにしたいということで考えてくれということで指示はしております。

私は、なかなかホームページとか、そういったプロではないのですが、簡単においそれといく部分といかない部分があるようですけれども、いずれとにかく

使う方、情報を得たい方が、やっぱり簡単に情報を得られる方法というのは、これは検討していかなければならないのかなと考えておりますし、また情報無線につきましても、いずれせっきくの情報無線ですから、様々そういった当日のイベントだったり、前日から例えばそういった情報等も流して、より多くの方に来ていただけるような形を取れば、やはりそういった形も取っていかなければならないと思いますし、それにつきましては、いずれ今後検討してまいりたいと思いますし、各担当課においても、様々イベントについては、1か月に1回課長会議をやっておりますので、そういった場合に、来月のイベントだとか、予定についていろいろ情報を提供してもらって、皆さんからより利用してもらえそうな形につながっていくのであれば、そういった形も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。ぜひその情報無線の緊急性といいますか、そういうふうなのをうまく利用して、一つのルールをつくっていけばいいのではないかと。朝は当日案内を中心にとすると、夜は逆に言えば、催しの参加者募集をするとか、そういうふうにして、またほかのいろんな課がもっとそれに対して興味を持ってもらうとか、関心を持ってもらうと。今のところ、限られたところからしかあんまり情報が提供されていないような気がしております。その辺のところの協力を求めてほしいなと思いますので、お願いします。

あわせて、今副町長のほうからもお話ありましたけれども、いろんな利用状況の閲覧ができると、このことについては、私もちょくちょく宇漢米館のほうのトレーニング室を利用させていただいておりますけれども、あそこに行くにしても、今日はどういう催しがあるのかなと思いながら、いっぱい人がいればちょっと混雑すればあんまり行きたくないとか、そういうふうなことも思ったりして、でも行かないと、その状況が分からない。やはりそういうふうなところも含めて、事前に分かれば利用しやすいのかなと思います。

あわせて、宇漢米館に限らず体育館なんかも利用状況が、そういうふうに関覧できるような、やはり今議会のほうでもDXの推進をどんどん積極的にやってほしいということを言っていますので、ぜひそういうふうな方向に向けてほしいと思いますので、よろしくお願いします。最後のコメントをお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変貴重なご意見をいただきました。まず、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上で午前中の分、第3点目から午後1時に再開したいと思います。

中村議員残り時間は25分ということになっていますので、また再度お知らせしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開いたします。

中村議員の3項目めの質問から入らせていただきますが、その前に先ほどの中村議員の質問に対する答弁を教育長からお願いしたいと思います。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 先ほどの答弁漏れの件についてお答えをいたします。

令和6年度教育委員会事務局内の社会教育主事資格所持者は1名ということでございます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、中村正志君、残り時間25分ということなので、1時25分までとなります。よろしくお願いします。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） それでは、3項目めであります公共施設等総合管理計画についてお伺いします。

軽米町公共施設等総合管理計画が令和4年3月に改定されています。その後一般質問等において、施設の要望や今後の施設の在り方については、公共施設管理計画の中で全庁的に検討すると答弁されておりますが、その公共施設管理計画の進め方についてお伺いします。

1点目、計画期間が令和4年度から令和13年度までの10年間のようですが、実施計画、行動計画などの具体事業の計画などはあるのかお伺いします。

2点目、計画を実践するために全庁的に検討する機関はあるのか。定期的な検討会なども含めて、これまでの実施状況についてお伺いします。

3点目、具体事業を実施するためのプロセスとして、町民の意見を聞く場があるのか、または庁舎内の職員だけの検討での決定か、お伺いします。

4点目、本計画における令和7年度予算に計上されている事業はあるのか、その事業は何か、お伺いします。

5点目、前回提言した公衆浴場の整備について、本計画の中で全庁的に検討され

たのか、またその検討内容はどうだったのか。あわせて、旧軽米中央公民館の跡地の活用、解体も含めての検討結果についても伺います。

最後6点目、公共施設等総合管理基金が5,000万円積立てされておりますが、その活用はどのように考えているのか、伺います。

答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えいたします。

軽米町公共施設等総合管理計画は、町が保有する公共施設の供給量の適正化、有効活用、効率的な管理運営を図り、必要とされる公共サービスを維持確保するため、施設の現状や課題を把握し、将来に向けた基本的な方向性を示したものでございます。

また、総合計画の下位計画として、施設の老朽化の状況や利用頻度等に応じた対策の優先順位づけと今後見込まれる経費等について、施設類型ごとに個別施設計画を策定しておりますが、1点目のご質問にありました実施計画、行動計画など具体的事業の計画については定めたものはございません。

2点目のご質問の計画を実践するための全庁的に検討する機関につきましては、現在のところ設置しておりません。施設を所管する課ごとに老朽化の状況、利用状況を踏まえた今後の方針を検討し、個別施設計画を策定、進行管理を行っております。今後におきましては、遊休資産の活用等も含め協議する体制を検討したいと考えております。

3点目のご質問の具体事業を実施するためのプロセスとして、町民の意見を聞く場があるのか。または、庁舎内の職員だけの検討での決定かでございますが、施設の新設や大規模改修、解体、撤去など、町民の皆さんに大きく影響を与える事業を行う際には、議会への説明や必要に応じて説明会等を実施し、町民の皆様からのご意見を伺う機会を設けることを想定しております。

4点目のご質問の本計画における令和7年度予算に計上されている事業につきましては、花のまち軽米こども園屋根外壁改修事業、農道橋梁点検事業、林道橋梁点検事業、メモリアルブリッジ改修事業、町営住宅長寿命化計画改訂事業の5事業を予定しております。

5点目の前回提言した公衆浴場の整備について、本計画の中で全庁的に検討されたのか、その検討内容はどうだったのか、あわせて旧軽米中央公民館の跡地の活用、解体も含めての検討結果についてのご質問にお答えいたします。先ほど答弁申し上げたとおり、全庁的に検討する機関は現在設置しておりませんが、公衆浴場の整備

につきましては、前回のご提言を踏まえ、老人福祉センターの維持管理と併せ、持続可能な公衆浴場の実現方法について検討を進めているところでございます。現段階では、自治体での管理運営については、財源的にも非常に厳しい状況であると捉えておりますが、結論には至っておりませんので、継続して調査、検討してまいります。

また、旧軽米中央公民館の跡地につきましては、解体を含めた活用方法について検討を進めておりますが、現時点では具体的な計画は決定しておりません。

最後に、公共施設等総合管理基金が5,000万円積み立てられているが、その活用はどのように考えているのかの質問にお答えいたします。公共施設等総合管理基金は、公共施設の維持管理や処分等に必要な費用を積み立てるために設置されたものです。積み立てられた基金につきましては、主に公共施設に関する計画策定、点検や診断、除去など、国、県支出金や地方債の対象とならない事業の財源として活用することとしております。

事業の内容に応じて最大限歳入を確保し、最も有利な財源を選択して事業を執行してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） これまで私とか同僚議員からも公共施設等の整備もしくは跡地利用等を要望等がされたときに、常に軽米町公共施設等総合管理計画に準じたというふうな答弁されていまして、その内容をどのように進めているのかなということでお伺いしたわけですが、何かその答弁と合っていないなというふうな感じを受けました。少しその辺が我々にも分かりやすいような進め方をしていただければと思います。

それで、いろいろとお話しすれば長くなりますので、簡単な部分の中でちょっとお伺いしたいのですが、この中に多分廃校利用というふうなところもあるかと思うのですが、軽米中学校が統合してから11年経過していると思います。笹渡、晴山、小軽米の中学校ももう廃校になっているわけですが、その廃校の管理がどこになっているのか、またその廃校利用についての議論はあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

廃校となっている学校は数多くございますが、この管理につきましては、例えば笹渡小中学校であれば植物工場という形で現在も稼働している、あるいは地域の方

に開放しての施設利用されているということで、当時の目的の教育財産としての活用で教育委員会事務局が所管しながら維持経費等を計上して管理しております。

その他、目的として今利用されていない学校につきましては、普通財産という形で、まだ除却等の財源も捻出できない状況の中、ある部分につきましては総務課が管理しているという状況でございます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 建物というのは、空き家と同じで使っていなければ老朽化していくだけであると。やはりまだまだ今後の見通しがつかないのであれば、どうすれば使ってもらって維持管理できるのかなというふうなことを考えてもいいのではないかなと。ただ、晴山中学校にしろ、小軽米中学校にしろ、笹渡も含めての体育館、何かトイレが使えないと。水洗ではあるけれども、トイレ等については水は出さないと何か、その辺があって、特に女の子なんかは使いづらいということで、なかなか使えていないというふうなところがあるようです。

ですから、そういうようなものを含めて管理体制、ただ放置するのではなく、どうすれば使えるかということを考えてほしいなと思いますけれども、併せて旧軽米中央公民館、本町にありますけれども、これが今後どのようなのかはこれからということですが、解体したからといって、ではその跡地を何にするのか、私はあまり使い道はないような気がするのですけれども、そういうふうなものを考える前に、あそこもそれこそ自由に出入りできるような施設として使ってもらったらいかがでしょうか。

例えば、子供たちが長期休業中等でも遊ぶ場所がないと、昨日は副町長が何か屋内で遊べる場所、ほかからも呼べるようなところを造りたいという話もありましたけれども、その話だってまだまだ先の話でしょうから、今あるものをいかにしてそういうふうな形で使えるかというふうなことを考えた場合に、維持費、私は解体するよりは、今それこそ旧軽米中央公民館であれば大体年間150万円ぐらいだというふうなのを昨年聞いたような気がしますけれども、それぐらいのあれを例えば20年間使わせても3,000万円だと。今あそこを解体するといったら多分5,000万円を超える費用がかかるでしょう。もったもったかかるかもしれません。

そういうことを考えた場合に、耐震云々ではなく、地震であそこが潰れるぐらいだったら、かなりの家屋が潰れるのではないかというふうなことを想定した場合に、あんまりそこを心配しないで、今いる子供たち、町民の方々が自由に出入りできるような施設としての開放をするということも考えてもいいのではないかなと思いますけれども、このことについてちょっと見解をお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

旧軽米中央公民館、図書館の跡地につきましては、そういった形で開放して使ったほうがいいのではないかというようなご意見でございますけれども、ただ数字上、やはり耐震上非常にＮＧが出ているということで、使って使えないこともないだろうということもありますけれども、ただ万が一、例えば使って何か事故があった場合に、では誰がどう責任を取るのだというふうな問題も出てきますので、なかなかあれをそのまま開放して活用するというような状況というか、そのような方法というのは、ちょっと考え難いなと思っております。

例えば使うにしろ、耐震補強をして、十分改修をした上で開放するという方法もありますし、いずれ解体をして、あそこの公衆トイレもかなり老朽化して、今はやりのトイレではないと言えないような形で、昨日防災センターのトイレの話も出ていましたけれども、あれは県の施設だということで、なかなか町で単独でやるというわけにはいかない、町には公衆トイレも少ない。そういった中で、例えば解体をして、あそこの公衆トイレも、新しく公衆トイレを設けながら、駐車場も設けながら、以前出ていましたけれども、例えばトコかるもすごく老朽化した建物で営業というか、やっている。例えばそういった方々に利用していただけるような、そういった施設をあそこに整備して、ちょっとした公園みたいな形、駐車場といった形の活用の仕方もあると思います。

ただ、あそこについては、町の中心部ということもありますので、いずれ様々やはり町民の方、周辺の地区の方々からも意見等は聞いて参考にして、あそこの跡地というものを考えていきたいと思っております。

その中で、あそこをそのまま開放して使わせてもらいたいというのであれば、例えばそのままではなくて、やはり耐震の改修を一旦した上で開放していくというような活用の仕方というような形になると思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） このことについては、これからもいろいろ議論をしていきたいと思っておりますので、次の質問に入らせていただきます。

4項目めであります自治会活動についてお伺いします。町では、昭和62年、1987年に生涯学習のまちを宣言し、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」を基本理念として、町づくりの推進をしてきました。

地域づくりの小単位では、行政区、町内会、また小学校区単位での学区などで住

民との連帯意識を高め合ってきたものと思われます。少子化により、小中学校は統合され、3小学校、1中学校となり、これまでの小学校区単位での地域活動も難しい状況です。行政区も10前後の世帯数から150を超える世帯数など89行政区ありますが、担い手不足が大きな課題ではないでしょうか。高齢者の一人世帯、高齢者だけの夫婦世帯など、高齢化が地域活動にも大きな障がいとなっていないか心配するものです。そこで、次の2点について伺います。

1点目、行政区は89ありますが、行政区の再編の検討はされていないのか。区長や班長などの選任に苦慮している行政区なども多いと思われますが、どのように捉えられているのか、伺います。

行政区数の89は多過ぎると思わないのか。人口8,000人規模の町としての自治会組織はどうあるべきか検討すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

2点目、旧小学校区単位などには、生活改善センターなど地区センターがあり、小学校の先生方に頼っていた地区活動から地区民主体の地区活動への転換のため、役場職員の協力体制を強化すべきではないでしょうか。職員も家に帰れば地域の一人であり、負担というより職務のプラスになると思いますが、いかがでしょうか、お考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の自治会活動についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の行政区の再編に関するご質問にお答えいたします。町には現在89の行政区がございますが、中村議員ご指摘のとおり、町の規模からも、その数は決して少ないものとは感じておりません。行政区ごとの規模についても、100世帯を超える行政区が5つあるのに対し、20世帯未満の行政区が29あり、そのうち6つの行政区が10世帯を切る状況となるなど、地域活動に支障を来している行政区もあるものと認識しております。

現時点では、行政区の再編について具体的な計画はございませんが、各行政区では、それぞれ地域の歴史や文化、地理的条件などを背景に、独自のコミュニティーを形成してきており、行政区の再編については、地域住民の皆様の意向が重要でありますので、十分に協議し、合意形成を図りながら、行政区の在り方について検討していく必要があるものと考えております。

また、行政区長や班長等の選任につきましても、多くの行政区で苦慮されている状況を認識しております。自治会組織は、地域社会の基盤となる重要な組織であり、その活性化は町の発展に不可欠なものでございますので、先進事例の調査や地域住民へのアンケートなどを実施し、地域の実情に合った自治会組織の在り方について

検討してまいりたいと考えております。

2点目の役場職員の協力体制を強化すべきとのご質問にお答えをいたします。旧小学校区を単位として、地区センター等における自治会活動の活性化は、地域コミュニティの維持、充実に欠かせない重要なものと捉えております。また、少子高齢化、人口減少の中にあって、その重要性はますます高まっていると認識しております。

学校の統合が進む前、特に小学校区においては、学区民運動会の開催など、小学校を拠点として地域イベントが開催されるなど、児童の教育の場としてだけでなく、地域コミュニティ、地域づくりの一端も担っていただいておりますところ、学校の統合は地域活動にも大きな影響があったものと認識しております。

さて、ご質問は旧小学校区単位などにおける地域活動への職員への協力体制の強化ということでございますが、職員数の維持へと目標を切り替えた平成28年度を起点とする第6次定員適正化計画以降も想定以上に職員が減少し、目標値を大きく下回る状況が続き、職員1人当たりの負担も大きくなっているところであります。

職員も地域の一員として活動に参加することは、自分を高めることにもつながり、有用なことであると考えますが、基本的には本人の自主性が尊重されるべきものであり、働き方改革がうたわれる中、強制的な協力体制の構築は困難であると考えております。

また、旧小学校区単位で見れば、職員に限らず職員OBも含め、多様な人材もおられると思われますので、地域内での人材の掘り起こしも有効な方策と考えるところであります。

しかしながら、第1点目のご質問でお答えしたとおり、自治会組織の在り方を検討する必要が生じている状況にありますので、職員一人一人に地域活動への参加を働きかけるとともに、教育委員会事務局で配置している生涯学習担当員制度活用の可能性などについて検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君、最後の質問です。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 最後の質問になるかと思います。最後の質問で町長からお伺いします。

最後に、「まちづくりは、地域づくりであり、人づくりである」という生涯学習の推進、生涯学習の町づくりを進めてまいりました。山本町長は、この生涯学習の町づくりについては、非常に理解を持った方だなと私は思っております。全国生涯学習市町村協議会の副会長もやられ、全国の方々の意見もいろいろお伺いしているのではないかと思います。今現状の中で、軽米町が今後生涯学習の町づくりを進

める上においても、地域づくりというのは非常に重要であると思いますけれども、町長の考える今後の地域づくりの在り方はどのように想定しているのか、イメージされているのか、最後お答えいただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本当にまちづくりは、地域づくりであり、人づくりである、これは本当に基本中の基本であるというふうに思っております。そういった中で、これまで地方活動交付金、様々ご支援を申し上げる中、地域の活動を活発化してまいりました。今後も、そういうふうなしっかりとした地域づくりに貢献できるように、各地域の様々なご支援を通じながら、地域づくりを推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇5番 江刺家 静 子 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

江刺家静子君。

通告した質問方式は、一問一答方式です。追加質問と合わせ、持ち時間は70分となりますので、2時36分までとなります。よろしくお願いします。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。質問させていただきます。よろしくお願いします。質問に入る前に、このたびの大船渡市の山林火災について、今まだ火災が収まっておりませんが、被災された皆さんにお見舞い申し上げます。また、消防隊員をはじめ対策に当たられているたくさんの方々に心から感謝申し上げます。そのことを最初にお話ししまして、質問に入らせていただきます。

質問の1番、軽米中学校の校舎の整備についてお伺いします。軽米中学校の校舎は、軽米中学校のホームページによると、昭和48年12月に普通教室、特別教室、管理棟が完成し、昭和49年12月に体育館が新築されました。その後、管理棟耐震補強工事や改修工事などがあって、平成19年には特別教室、校舎を改修して現在に至っています。

この間、町内の中学校は、全部統合して中学校は1校になりました。しかし、この校舎は、年数の経過で改修しなければならない箇所があるのではないかと思います。例えばトイレなんかはバリアフリーではなくて、役場のトイレと比べれば、本当に役場のトイレは快適なトイレで中学生には申し訳ないなと思うような中学校のトイレです。また、壁なんか鉄筋といいますか、コンクリートの壁なので、角にぶつかったらけがをするなというふうな感じの冷たい硬い感じがします。

でも、校舎は古い割には丁寧に使われて、きれいには使っているように見えます。ただ、中学校は、災害があったときの避難場所にもなっておりますので、ぜひとも明るく快適な学校生活を過ごせるように、すぐ建て替えられないのだと思いますので、リフォームしてほしいなと思います。

今小学校は、3校とも、軽米小学校は特に快適な学校だと思います。それで、中学校に入ったときに、あのトイレとかを見て不登校にならなければいいなと、ちょっと心配したりします。

質問の項目です。校舎内部の壁を明るく塗装やクロス張りなどリフォームできないでしょうか。展示物なんかも前は画びょうも刺さらないので、ガムテープで貼ったりして大変見苦しいなと思ったことがあります。

2つ目は、トイレは明るく、洋式便座を増やし、多目的トイレはあるでしょうか。和式と洋式のトイレがあるそうです。それで、和式のほうが空いていても洋式のほうに並ぶというようなことを聞いております。

それから、特別教室に冷暖房はあるでしょうか。今は、本当に学校にも冷暖房というのが文科省でも言われておりますので、もしない教室があったら、ぜひ設置していただきたいということです。

それから4つ目は、軽米中学校を全面的に改築する計画はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の軽米中学校校舎整備についてのご質問にお答えいたします。

江刺家議員ご指摘のとおり、軽米中学校については、築50年以上経過しておりますが、校舎の安全性を担保するための耐震補強工事や室内、外周の改修工事等を行ってきております。しかしながら、経年劣化が進みまして、場所によっては古さを感じられる箇所も出てきていると認識しております。

ご質問1点目の校舎内部の壁を明るく、塗装やクロス張りなどのリフォームの実施については、今後校内照明機器のLED化を進めることとなっていることから、その際に施設内の点検等を行いながら、塗装等のリフォームについては、必要に応じ検討してまいります。

2点目のトイレを明るく洋式便座を増やすことについては、校内照明機器の交換の際に、トイレのLED照明化について対応いたします。洋式トイレにつきましては、これまで順次洋式化を進めてきており、現在19基設置しております。多目的トイレにつきましては、職員室前に1か所整備しております。

3点目の特別教室への冷暖房設備の設置については、暖房については普通教室を

含め全てに設置しておりますが、冷房設備については、必要箇所の調査を踏まえ、優先度の高い場所から順次対応してまいります。

4点目の軽米中学校の改築計画があるのかどうかのご質問ですが、現在具体的な改築計画はございませんが、将来的に必要な事業だと考えており、今後の出生数の推移、建築現場に応じた事業費、国からの補助金額の試算など、総合的に調査研究し、財政状況等を踏まえながら考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 順次LED化を見ながら整備していくということでした。特別教室なのですけれども、化学実験室といいますか、3階にあったと思うのですが、そこは以前行ったときは、暖房もなかったような気がしますけれども、暖房、冷房、あと音楽室、音楽室は結構使われています。ただ、西日がすごく当たって、ここは暖房は入っているようですけれども、冷房がないので32度を超えると使用禁止になるというようなことで、軽米中学校ではブラバンといいますか、器楽合奏のほうとか、あと合唱なんかも本当に熱心に取り組んでいるようで、そこを使えないというのは本当に困るという声を聞いたことがあります。あの暑さをぜひ来て体験してみしてほしいという中学生の声もありました。ぜひとも冷房について、化学実験室とか音楽室の冷房についても、すぐできれば今年度、今年の夏に間に合うようお願いしたいなと思います。

また、学校が古いので、光の関係で何かいろんな基準があるようですけれども、そういうのも視力が落ちたりしないように、LED化のときに見てほしいと思います。

○議長（松浦満雄君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

〔教育委員会事務局教育次長 古舘寿徳君登壇〕

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

まず1点、特別教室での暖房の設置の件ですけれども、固定式ではなく持ち運びのものもありますので、そういう部分で全教室のほうで対応できるように器具等についてはそろえてございます。

それから、冷房の件ですけれども、昨年12月定例議会のほうでも答弁申し上げました。中学校のほうから希望する教室の順位等についての調査のほうを行っております。今後につきましては、面積、利用の頻度、あるいは事業費等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。

中学生は、制服を着てまず登校するわけですが、そして2時間目が終わった後だったか全てジャージに着替えるそうです。ですから、持っていく荷物も多いのですけれども、体育の授業がなくても部活がなくても着替えるということになっていて、更衣室はどうなっているかと聞いたら、更衣室というのはないような話でした。今生徒の数も減っているのも、もし更衣室として使えるような場所とかはできないのでしょうか。何か不思議なのですから、更衣室がないというところで、どういうふうにして着替えをしているのかなと思いました。

あとは、これから卒業式に町長、議長……

○議長（松浦満雄君） 一問一答方式です。

○5番（江刺家静子君） では、今これで終わり……

○議長（松浦満雄君） 終わりとかではなくて、一問一答なので1個ずつ進める。2つ聞かれると混乱するので。1つずつ質問してください。

○5番（江刺家静子君） では、更衣室の検討についてはどうでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 江刺家議員のご質問にお答えします。

中学校の更衣室の状況はどうなっているのかということでございました。今現在の状況については、毎年確認しているところではございませんが、制服からジャージに着替える場合には、普通教室でそれぞれ工夫して着替えているというのが現状だというふうに捉えておりました。というところでの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） この中学校については、ちょっと要望して終わりたいと思います。卒業式に町長、議長、そして教育長ももちろん中学校に行くと思うのですが、そのときに校長室に入って来賓としてすぐ式場ではなくて、時間を取って学校を見てほしいなと思います。どういうふうに、私は教室で着替えをしていると思うのですが、ちょっと更衣室が男女共学でないというのが不思議だったのですけれども、そういうことも想像しながらトイレとか、ぜひ見てきてほしいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。スクールバスについてお伺いします。一般的にスクールバスというのは、児童や生徒などの通学に役立てることを主な目的として運行されて

いますが、人口減少、過疎化で地域の状況が変わってきていると思います。バスの運行について見直しをする時期が来ているのではないのでしょうか。

今回は、高校生の通学の負担ということで、バイクで通っている子とか、家族が送迎している子とか、よその町村から来る子たちは、タクシーを町で出してくれてあれなのですが、町内の生徒は中学校まではスクールバスで往復できますけれども、高校になった途端に自分で通学しなければならないということになります。だから、家族の負担とか本人の雨や天気のときのことも考えて、希望する子供には登校するときだけでも乗車するようにできないのでしょうか。

それから2つ目、小中学生の通学距離によるバス利用、これは安全上距離を変更できないかということなのですが、これは中学生が6キロ、小学生が4キロ以上の遠いところから通ってくる子が一応基準なのかなと思います。小学生が背負っているランドセルもすごく重いですし、先日私、ちょうどお寺の辺りを小学生2人が話をしながら歩いていて、1人が自分のおうちに入ったら、独りぼっちになってしまって、その子が歩きながら、私が別にその子を追いかけしているわけではないのですが、20メートルぐらい後からずっと歩いていくと、もう走って、走って何回も後ろを振り向くわけです。多分あれは萩田までああいう状況で行ったと思うのですが、何か、ちょっと萩田まで小学校の1年生がかばんを背負って歩いていくというのは、かなりきついなと思いました。ここら辺が父兄の家族の希望とかもいろいろ話し合っ、距離を変更できないのでしょうかということです。

それから、3つ目の質問です。新入生の親子体験乗車で安全な通学について理解を求めるとのことです。これは、ある町でやっていたのですが、小学校に入学するときに、親子と一緒にスクールバスに乗って学校に来ると、親もスクールバスはこういうものなのだと、こういうふうに乗っていくのだなというのが分かるし、子供もまず最初に親といいますか、保護者と一緒に乗って学校に通学していくと、スクールバスについての親子で理解を深めるということをやっているところがあるようです。軽米町でもやったらどうでしょうかということです。

それから、4つ目は、スクールバスに住民も乗車できないかということです。生徒が多くて一般の方が乗れないくらいの座席の場合はあれですが、比較的余裕がある地域だけでも、もちろんこれはスクールバスというのが優先ですので、子供の通学に邪魔になるくらいの乗車はできない、そこら辺は判断だと思いますが、よその自治体等の例も見てみると、もちろん学校のスクールバスですので、学校で運行するときに乗る、そして予約を必ずするという、乗る場所というか、降りる場所も、学校とどこか役場とか決められた、普通のコミュニティバスみたいには乗られないというふうにやっているようです。こういうことを工夫しながら、バスを利用できる人を増やしていけないかなということで、この4点について質問い

たします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 江刺家議員のスクールバスについてのご質問にお答えいたします。

本町のスクールバス運行については、スクールバス専用車両12台で12路線、町民バスの運行へ混乗する路線等を含め計14路線で運行しており、運行の形態につきましては、委託による運行が11路線、直営による運行が3路線となっております。

ご質問の1点目の高校生が通学のためにスクールバスを利用できないか、朝の登校時だけでも乗車できないかというご質問についてですが、これまでも軽米高校生を応援する観点から、希望する高校生にはスクールバスに乗車し通学できる運用としてきております。令和6年度については、21名が利用しております。

乗車希望者については、小中学校の行事の都合等による時間の変更や長期休業中等で運行されない日もあること、児童生徒の利用状況で停留所等が変更となる場合があること等についてご納得いただいた上での乗車をしていただいております。

次に、2点目の小中学生の通学距離によるバス利用は、安全上距離を変更できないかというご質問についてですが、国では自宅から学校までの距離が小学生は4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上の児童生徒の通学手段の確保のために運行する場合に、バス購入に係る補助や地方交付税による運行経費について支援がある状況となっているため、このような運行を行っているものです。

しかし、児童生徒の通学時の安全面等についてご心配をされている保護者の方もいらっしゃると思いますので、現在の基準の緩和や地域に応じた運用等について、機会があるごとに国へ働きかけてまいりたいと思います。

3点目の新入生の親子体験乗車等を行い、安全な通学について理解を求めるについてのご質問ですが、令和7年度においては、各小中学校のPTA総会終了時に利用する児童生徒の保護者との意見交換の場を設けていきたいと考え、各学校と調整を進めておるところです。

ただいまのご質問の件については、軽米町議会人口減少・少子化対策調査特別委員会からもご提言をいただいている内容となっておりますので、ご意見やご要望をお聞きしながら、今後も安全、安心なスクールバス運行に努めてまいりたいと思います。

4点目のスクールバスに地域住民も乗車できないかについてでございますが、他市町村では、児童生徒と一般住民が混乗している事例もございますが、スクールバ

スは、児童生徒を安全かつ確実に登下校することを第一に考えなければなりません。運行は、定時運行の日もありますが、学校行事の都合等による時間の変更や長期休業中で運行しない日もあること、インフルエンザ等の発生により休校や下校時間を変更するなどの弾力的な運行を行わなければならない点があり、地域住民にとって希望した運行にならないケースや運行予定が変更となった場合などの調整が困難となる場合が考えられます。

現在も一部の路線で町民バスの運行路線に児童生徒が乗車して通学する路線もございますが、現時点では、これ以上の混乗路線を増やすことは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。住民が乗られないという理由が、その市町村によって、バスを買うときの条件とかは、ほとんど同じではないかなと思うのですが、補助を受けているということで、地方交付税による運行と、そういうのはずっともう何年も変わらない、変わっていないのでしょうか。ほかの町村によっては、乗っているというところもありました。

それから、スクールバスが今学校の玄関まで小学校なんかは行くわけですがけれども、スクールバスを利用することによって、ほとんど歩くことがなくて、子供の体力がもしかしたら落ちているのではないかとということもありますけれども、町の活性化と一緒につなげて、ある町では例えば軽米町だったら、防災センターのところで降りて中学校や小学校まで歩いていくと。それを町の活性化、子供たちが通るといので、また町がにぎやかになるという、そういうのをやっている町もありました。例えば坂の下で降ろすとかありましたので、そういうのはどうでしょうか。

例えば今中学生は宇漢米館に行って図書館から本を借りたり、あそこで勉強したりしていますけれども、スクールバスは必ずあそこから、今冬場は町民プールのところから発車していますけれども、あそこだけしか発着場所というのはできないのでしょうか。例えば宇漢米館も、もう一か所乗れるというようなことはないのでしょうか。

それから……

○議長（松浦満雄君） 一問一答方式ですから。今は何の質問を。もう一度お願いします。

○5番（江刺家静子君） 今は町の人がほとんど通らないのです。子供たちが、例えば公民館の前で降ろして学校まで歩いていくという、そのときに町を通っていくというので、それで何か町の人たちが人通りができるというか、活性化にちょっとつなげているという町の例もありましたので、体力も考えて、そういうのはどうでしょうかということでした。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） ただいまの質問にお答えいたします。

スクールバスの下車位置あるいは乗車場所を現在のところから変更して、子供たちの歩く距離を設けてもいいのではないのかというご意見、ご質問だったと思います。先ほども申し上げましたけれども、スクールバス、まず第一は安心、安全というか、子供たちの安全を確保するということが第一だというふうに考えます。

したがって、学校までの乗車で運行したいということでありまして、また下校バスについても、できる限り活動場所に近い、学校に近い場所から、安全な場所を確保して乗せて送り届けるということがまず第一だと思います。

子供たちが歩くことで町の活性化とか、そういうことについては、また違う面で考えていけばいいのかなというふうに思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。私は、高校生がスクールバスには乗っていないのかなと思いましたが、乗って利用できているということでよかったなと思います。

最後にちょっとプールの前で軽米中学校、B & Gのプールのところで、中学校のスクールバスがあそこを通るわけです。ちょうど小学校の生徒が登校班が通る時間と重なるので、冬場もちろん、夏は中学校のバスは上に行くからいいのですが、冬場は本当に滑るし、道の状況が悪いので、特に危険だなと思っています。プールのところを小学生が通る、危険なので、あそこをもう少し何か安全に通れるように、やっぱりプールのところしかバスを止めておくところがないということでしょうか。安全な通学についてちょっとお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） ただいまの質問にお答えいたします。

ご質問につきましては、冬場の中学校スクールバスの下校の乗車場所がB & Gの駐車場になっている。そこまで行く中学生も危険だし、それからそこを歩く小学生たちもいるので、バス運行も危険を伴うというご指摘だと思います。そういう観点でお答えしたいと思います。

冬場中学校への全てのスクールバスが上がっていく状況になれば、あそこの取付け道路が狭く、S字カーブになっていて、とても登れないときも実質あったときもあります。そういうことで、運転の際、スクールバスの安全上を考えて、B & Gの

駐車場からの乗車ということになっていると考えております。

子供たちがそこまで移動するのに、下り坂で凍結したりして危険な部分もございますが、子供たちには十分に気をつけてバス停まで、バス乗車まで移動するように指導しているものと思っております。

そういうことで、広い場所でバス乗車を待つというのは、あそこしか取れない状況でございますので、まずいろんな場所を考えたり、いろんな方策を考えたりしましたけれども、その場所が今の状況でベターであるということで、そのような乗車になっている状況でございます。

運転手たちも、小学生たちも、そこでの事故がないように注意をしながら、運転あるいは歩いているものだというふうに思っております。学校でも事故がないように、小学生も中学生も子供たちには注意喚起をしているところです。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 教育長も危険だというふうに考えているということでした。だから、そのままにしておかないで、何か危険ではないような方法がないのかなということでお伺いしました。町として対策を考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。町民バス、コミュニティバスの運行についてお伺いします。昨日も同僚議員が大変詳しく質問しましたので、その部分についても、重なる部分もあるかと思いますが、お聞きします。私、同じようなことを去年の6月にも質問しております。かるまい文化交流センターが完成して、町のイベントが増えました。けれども、そのほとんどが土日、休日、祝日の開催であることなのですが、町内のどこに住んでいてもイベントに参加でき、生活が便利になる機会をつくってほしいなということで質問します。

地域の交通は、役場の町民バス等は、買物、病院など、それから金融機関に行ってお金を下ろすとか、そういうことの本当に日常生活に必要なことをするためには、まず週2回ということで外出をする機会を支えていると思います。しかし、人間というものは、それだけでは人生が大変寂しいということで、こんな立派な施設ができたのですから、人々が、住民の皆さんがそういうのに参加したり、またはお祭りに参加したりして、ちょっと人生に楽しみがあるような交流したり、それから学びの場に参加したりするために、うちを出て出かけるという楽しみをつくるためにも、ぜひともこのバスの運行というものを考えていただきたいと思います。

宇漢米館は、町長は7万人の方が利用したとおっしゃっていました。同じ方が何十回も行っている方もいると思います。私も、結構行って利用して、そしていろんなものを見たり、誰かと話をしたり、しばらくぶりであった方と会話をしたりとい

うことで、そういう施設にもなっています。

バスがないというか、今車社会だとは言いますが、車がない方もたくさんいらっしゃると思います。イルミネーションというものを見たいとか、また今年は町民劇がありましたけれども、ああいうふうな町を挙げたような劇もいろんな人に見てほしいなということで、そういう希望に応えるような機会をつくってほしいということで質問します。

まず、これは昨日もあった過疎化、人口減少により、バスの利用状況はどうなっていますか。バスが運行してからもう何年にもなりますけれども、多分経路はほとんど変わらないで来たのかなと思います。

それから、2つ目として、町と商工会や社会福祉協議会などと協力して、持続的な運行について協議してはどうかということです。昨日もそういう話合いの会というか、検討会といいますか、そういうのをやりたいという回答がありました。この2点について伺います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の町民バス、コミュニティバスの運行についての質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町民バス、コミュニティバスの状況についてでございますが、町民バスは、全10路線をマイクロバス3台で運行しており、町中心部を循環する路線、地区ごとに週2回運行する各地区と町中心部を結ぶ路線などとなっております。コミュニティバスは、笹渡方面と町中心部、米田方面と町中心部を結ぶ路線で、平日5日間の運行となっております。

令和5年度の利用状況であります。町民バスが延べ1万438人、コミュニティバスは、延べ1,434人となっております。10年前の平成25年と比較すると、町民バスが約6,700人、コミュニティバスが約5,000人の減少となっております。

2点目の町と商工会や社会福祉協議会等と協力し、持続的な運行について協議してはどうかについてであります。細谷地議員からのご質問でもお答えいたしましたが、町民バス、コミュニティバスを含めた町全体の今後の持続的な公共交通体系について総合的な検討を進め、地域の実情に合った運行とするため、令和7年度は各路線の利用状況や住民ニーズ等を把握するため、現況調査等を実施することとしております。

その調査結果を踏まえ、今後の町の公共交通の在り方を検討するため、東北運輸局、県、警察署、公安委員会などの行政関係者のほか、バス、タクシーなどの運送事業者、利用者の代表者などで構成する軽米町地域公共交通活性化協議会で議論を

深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） いろいろ見直しを検討しているということでした。多分数字とか地図とかで見て、また専門家などをまとめてやると思うのですが、実際ここいらっしやる方々で町民バスとかコミュニティバスに乗ったことがあるという方は、あまりいらっしやらないのではないかと思います。例えばまちなか線とかハートフル線という町の中をぐるぐる回るバスがあるのですが、今までうちがなかったところにうちが結構建っている場所とか、例えば萩田住宅があります。あそこは、軽米病院か、そうでなければ、ずっと小野寺クリニックのほうまで来ないと乗れないということで、歩く人にとっては、この距離が大変離れています。

それから、ハートフル線ですけれども、例えばハートフル・スポーツランドの野球場まで行って戻ってぐるっと回るという線、そうするとそこは同じところをずっと通るとい、同じところ、ここ無駄だなと思った場所もありました。萩田住宅は、本当に住宅がたくさん増えましたので、車がない人も結構いるので、例えばああいいうところにも一緒に乗ってみたいと思います。

また、いつも車を運転している方のお話も聞けば、参考になるのかなと思いますが、大がかりな見直しになる前にも、ちょっと乗って、例えば九戸村だとかごみステーションが全部バス停になっているということで、ごみステーションがあるところは広場になっているので、本当に分かりやすくバスを待つにもいいなと思いました。私も乗ってみてそう思いました。そういう取りあえずのバス停の見直しとか、うちがなくなったところにも止まっていらないかというような、そういうのも検討してみたいかなと思います。

○議長（松浦満雄君） 政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

萩田住宅の前のバス停ということもございましたけれども、あそこの路線については、他社の公共交通事業者が路線許可を取っているということもございまして、町民バスのバス停をつくるということは、ちょっと難しいところとはなっておりますけれども、それ以外の路線等につきましても、今後開催する協議会のほうでバス停の新設等につきましても考えてまいりますし、またその協議会のメンバーの中に、町民の代表の方々も入っていただくことになっておりますので、そちらのほうで議論を深めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔５番 江刺家静子君登壇〕

○５番（江刺家静子君） 萩田住宅のところは停車できないということでした。それで、私蓮台野も停車できないのかなと思ったら、蓮台野はＪＲバス、南部バスと同じバス停のところと長谷川金物店のところと、そこによって何か違うと、何かできるのではないかなと思ったのですけれども、これでバスについての質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 今答弁もらえばいいですね、では待ってください、どうですか。要らないですか。

次の質問がある、追加質問が、江刺家静子君。

〔５番 江刺家静子君登壇〕

○５番（江刺家静子君） すみません、あと何分でしたか。

○議長（松浦満雄君） ３６分までなので、あと２０分ぐらいあるそうです。

○５番（江刺家静子君） 合併７０周年記念事業についてお伺いします。

町長の施政方針演述にもありました。何か記念事業を計画しているものもありました。７０年というのは、本当に一つの人生が終わるような長い、私の自分自身の人生ともすっかり重なるものなのですが、例えば今大船渡市で山林の火災があります。この７０年の中で、本当に一番大変だったなと思ったのは、水害であり、そしてその前の年に山林の火災がありました。そのときは、本当に役場の職員の皆さんが、山林火災のときは、若い職員の人たちが消防に入っている方々は、水槽を背負って山の消火に当たったというようなことがありました。私たち女性職員は、炊き出しをやったりして、本当に朝から夜までヘリコプターが飛ぶという大変なことがあったなというふうに思っております。

それから、東日本大震災もありましたけれども、この７０年の中でやっぱり私としては、災害があったということがとても大きな出来事でした。災害があれば、自治体というのは、その復興に全力を傾けます。軽米町も１９９９年の豪雨災害、２００年に１度と言われる、豪雨で２５６億円の被害が出たということです。

市町村の首長というのは、こういう災害があったときに本当に大変な、そこを乗り越えるためにいろんなことをなされると思うのですが、幸いなことにいいですか、山本町長になってからは、そういうふうな心臓がドキドキするような大災害というのはなかったなと思っています。ある意味では２２年間恵まれた任期だったのではないかとと思っています。

それで、７０周年記念事業について、１つが、こういう災害、防災についてかつてあったことについて教訓となったことということで、例えばこの間の歴史的な展示会、新聞記事とか、いろいろあったと思います。写真を持っているとか、ビデオを持っているとか、そういうふうな改めて災害になったときみんなで助け合ったこ

ととかをやって、私はそしてそのときに、防災のための訓練の行事も町を挙げてしばらくはやっていないので、やったらどうかなと思っております。

それから、学校教育、少子化、人口減少で小学校3校、中学校1校になりました、この70年の間に。これからの学校について、町民が多様に考えてみる機会になる事業はできないかということで、合併とは関係がないのですけれども、町民劇で「一月のほたる」というのをやりましたけれども、ああいうのもちょっと町づくりについても、またみんなで考えてみようという、ああいう劇もみんなに見てほしいなと思いますし、また学校のことで、廃校になった学校、いろんな記念誌を最後には出したりしておりますが、例えば笹渡小中学校の文集とか、そういうのは軽米中学校の書庫なんかには保管されているようです。こういう70年間の出来事の展示というのも、それぞれいろんな方からのアイデアをいただきながらやったらどうかなと思いました。合併70周年記念事業についてということでお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の合併70周年記念事業についてのご質問にお答えいたします。

江刺家議員のご質問にもありましたとおり、この間140ヘクタールを超える大規模な山林火災や全壊住宅25棟もの被害が発生した豪雨災害など、幾多の困難や災害に見舞われたところでございますが、町民一人一人のたゆまない努力と町議会並びに関係機関、団体のご支援とご尽力により、町勢は進展したところでございます。

町村合併70周年記念事業につきましては、江刺家議員は災害の教訓や学校について、町民が多様に考えてみる機会になる事業との考えでございます。町といたしましては、記念式典の開催を予定しており、様々な分野で町勢の発展に尽力されました方への表彰や、軽米町出身者や本町にゆかりのある方を講師に記念講演会の開催などを柱に計画しているところでございます。

詳細につきましては、今後検討を進めることとしておりますので、議員のご意見も参考にさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。私50周年記念誌というのが出たのを知らなかったのですが、この前図書館に行ったら50周年記念誌というのがありました。70周年記念誌というのも出す予定があるのでしょうか。

また、功労があった方に対しての表彰なども考えているということでしたけれど

も、要望としては、自治功労賞ということで、例えば消防とか、いろんな何とか委員をやったとか、そういうのが多いのですけれども、町を楽しく盛り上げるという意味では、文化的な人たちの表彰というのが少ないような気がします。

例えば俳句が広報かるまいにいつも載りますが、俳句で古くからやっている人は今はもう90歳を超えていて、この方がずっと何年もいろんな方を指導して、そういう文化的なことに尽くした方というのもたくさんあると思います。範囲を広げて表彰なんかも考えていただきたいと思います。記念に残る70年になるようにお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 現時点では記念誌のほうは考えておりません。50周年という大きな節目の中で作りましたけれども、今いただいたご意見等も参考にしながら、これからまた具体的に詰めていきたいと思っています。

○議長（松浦満雄君） それでは、江刺家議員の質問を終了いたします。

それでは、以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、3月13日午後2時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時26分）